



公文書公開制度について

更新日：2020年6月30日

那覇市の情報公開制度（公文書公開制度）

請求できる人

どなたでも公開を請求することができます。

請求の対象となる情報

当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している公文書が対象となり、電磁的記録も含まれます。

【実施機関とは】市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者、議会、市が設立した地方独立行政法人を指します。

請求の窓口一覧

・請求書の提出及び請求に関するお問い合わせは下記の窓口でお願いします。

上下水道局所管事務に係るもの	那覇市上下水道局（外部サイト）
市立病院所管事務に係るもの	那覇市立病院（外部サイト）
上記実施機関以外の事務に係るもの （下記の生活衛生課担当分を除く）	市政情報センター 5階法制契約課
生活衛生課の分掌事務に属する届出等の 公文書公開請求に関するもの	生活衛生課（那覇市保健所内）

※市政情報センター受付分に関しては、郵送、FAX又はメールによる請求書の受付もしております。

郵送先>>〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 法制契約課 市政情報センター宛

TEL>>098-869-8191 FAX>>098-894-8974

メールアドレス>>nahainfo@city.naha.lg.jp

請求書のダウンロードはこちらから>>[PDF版 公文書公開請求書（PDF：251KB）](#) 若しくは [WORD版 公文書公開請求書（ワード：51KB）](#)

記入例のダウンロードはこちらから>>[PDF版 公文書公開請求書記入例（PDF：268KB）](#) 若しくは [WORD版 公文書公開請求書記入例（ワード：52KB）](#)

請求の手続と流れ

請求（申請）

・公文書公開請求書に氏名、住所、公文書の名称またはその他公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項等を記入し、提出してください。印鑑・身分証明書は不要です。

決定までの期間

・実施機関が請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内（請求書の形式上の不備により補正を求められ、それに要した日数を除く。）に当該請求に対する公開又は非公開を決定し、その結果を決定通知書でお知らせします。なお、請求の対象となる公文書の量などによって、この期間内に決定することができないときは、決定期間を延長することがあります。この場合は、延長した期間を文書でお知らせします。

公開の実施

公開の実施

・公開の実施の日時・場所については、決定通知書に記載されますのでご確認ください。

公開の実施に係る費用

公開の実施に係る費用について、閲覧・視聴の場合は無料、写しの交付の場合は有料となります。

営利を目的とする事業のために公文書の写しの交付を受ける場合は手数料（表1）を、それ以外の場合は公文書の写しの作成に要する費用（表2）を納付していただきます。また、郵送にて公文書の写しの交付を受ける場合は、別途送付に要する費用（表2）を負担していただきます。

費用の納付方法

・窓口交付の場合は、窓口にて現金での納付となります。郵送交付の場合は、先に送付される納付書での納付の確認ができた後、公文書の写しを送付します。

（表1）手数料

公文書の種類	区分			金額
文書及び 図画	複写機により複写した場合	用紙1面につき	白黒（A3判まで）	30円
			カラー（A3判）	100円
			カラー（A3判未満）	70円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク1枚につき	300円
	マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷した場合		用紙1面につき	30円
電磁的記録	用紙に出力した場合	用紙1面につき	白黒（A3判まで）	30円
			カラー（A3判）	100円
			カラー（A3判未満）	70円
		CD-R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク1枚につき

（表2）写しの作成及び送付に要する費用

区分				金額	
写しの作成に 要する費用	文書及び図画	複写機により複写した場合	用紙1面につき	白黒（A3判まで）	10円
				カラー（A3判）	80円
				カラー（A3判未満）	50円
		スキャナにより読みとってできた電磁的記録を CD-R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク1枚につき	100円
		マイクロフィルムをA3判以下の用紙に 印刷した場合		用紙1面につき	10円
	その他の場合			実費相当額	
	電磁的記録	用紙に出力した場合	用紙1面につき	白黒（A3判まで）	10円
				カラー（A3判）	80円
				カラー（A3判未満）	50円
		CD-R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク1枚につき	100円
その他の場合				実費相当額	
写しの送付に 要する費用	郵便等による送付			実費相当額	

非公開事項となるもの

公文書は原則公開します。ただし、特定の個人が識別されるなど、次の情報については公開しない場合があります。

法令秘に関する情報

・法令等により、明らかに守秘義務が課されている情報

個人に関する情報

・個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

法人等に関する情報

・法人等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む。）であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの

行政執行に関する情報

- ・審議、検討、調査等に関する情報で、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
- ・公にすることにより、監査、検査、租税の賦課等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの
- ・公にすることにより、契約、交渉等の事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの
- ・公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの
- ・公にすることにより、事務又は事業の適正な執行に著しい使用を及ぼすことが明らかなもの

決定に不服がある場合

公開請求に係る決定又は不作為に不服があるときは、決定があったことを知った日から3月以内に、行政不服審査法に基づく審査請求ができます。この場合、実施機関是那覇市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して審査請求に対する裁決をすることになります。

お問い合わせ

総務部 法制契約課 市政情報・審査請求G

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 市庁舎5階

電話：098-869-8191

ファクス：098-894-8974

個人情報保護方針 | ホームページ利用規約 | ご意見・お問い合わせ

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 代表番号：098-867-0111

閉庁日 土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日（6月23日）、年末年始（12月29日～1月3日）

市役所本庁舎 首里支所 小禄支所 真和志支所

© NAHA City.

